

高齢者施設等の

感染初期から早期対策・相談を！

感染症対応について

感染症が施設内で流行すると...



高齢者の体への負担

感染拡大への不安

職員の業務が増加

*** 早期対応・平時からの対策が感染拡大防止につながります**

保健所への報告基準は下記のとおりですが、国の報告基準に関わらず、施設内で感染症患者の拡大の兆候が見られましたら直ちにご相談ください。

<保健所等への報告基準>

- ・ 同一感染症又はそれが疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ・ 同一感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ その他施設長が報告を必要と認めた場合

令和5年4月28日厚生労働省医政局等通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について

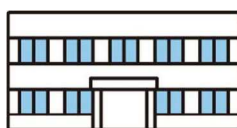
平成17年2月22日厚生労働省健康局長等通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

感染症の疑いがある高齢者が発生した場合の対応例

感染症の疑いがある
高齢者が発生。



少人数のうちから
早期対策・二次感染予防



保健所から
二次感染予防に
ついて助言。



早期報告・早期対策により感染拡大防止につながります。



保健所がサポートします

電話や施設訪問による相談を実施しています。

例) コホーティング[※]の相談、効果的で負担の少ない感染対策など
(※ 患者を感染者・濃厚接触者・それ以外の者の病室に分けること)

施設内で陽性者が発生したら・・・

対応の手順や感染対策について、東大阪市ウェブサイトに掲載しています。

陽性者が発生した場合の
ウェブサイトはこちら！



平常時からの感染対策

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000021426.html>

平常時より基本的な感染対策を行うことは大切です。

正しい手洗いは
できていますか？



正しい防護服の着脱
はできていますか？



◎施設への「出張感染対策研修」を実施しています！
日時や内容をご相談ください。

例) 手洗い・手指消毒の実践、防護服の着脱、発生時に備えた対応など

その他

高齢者施設等における
平常時の感染対策



ノロウイルスについて



インフルエンザについて



新型コロナウイルス感染症
について



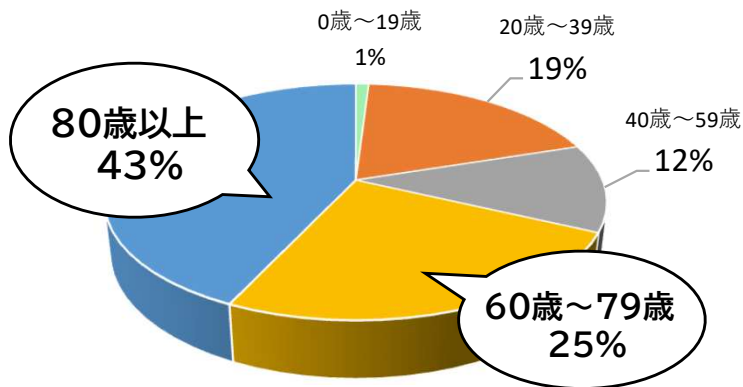
問合せ先
東大阪市保健所 感染症対策課
TEL 072-960-3805 FAX 072-960-3809
EMAIL kansensyo@city.higashiosaka.lg.jp

結核は過去の病気ではありません

日本では毎年約10,000人の方が発症しています。

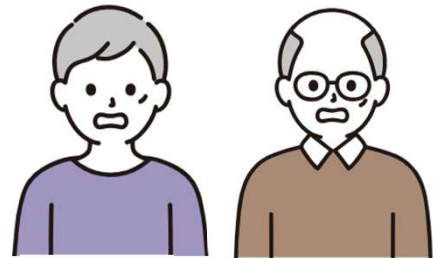
加齢に伴う免疫力の低下によって高齢者が発病するケースが多くなっています。

国内における新登録結核患者の年齢別割合(令和6年)



結核を新たに発病する方の約7割は60歳以上です。

そのうち80歳以上の方が約4割を占めています。



結核を早期発見するためのポイント



①無症状でも年に1回必ず健康診断等で胸部X線検査を受けましょう！

高齢になると、咳やたんの症状が出にくくなることもあります。

「肺がん結核検診」※1

対象者： 40歳以上の東大阪市民

検査内容： 問診、胸部X線検査

自己負担金：500円(保健センターは無料)※2

(65歳以上の方は**無料**です。当該年度中に満65歳の誕生日を迎える方も含みます)

予約方法： 委託医療機関や保健センターへ電話で申し込み

必要な物： ①東大阪市民がん検診受診証 ②自己負担金 ③マイナ保険証(未対応の医療機関の場合はあわせて資格情報のおしらせ)または資格確認書

問い合わせ先： 東大阪市民保健所 健康づくり課

電話 072-960-3802 FAX 072-970-5821

※1 65歳以上の方は1年に1回結核の定期健康診断を受けることが法により定められています

※2 検診の自己負担金が無料になる場合があります。詳しくは上記の連絡先までお問い合わせください

②毎日、体調を確認しましょう！



これらの症状が2週間以上続く場合は早めに受診しましょう！

問い合わせ先 東大阪市民保健所 感染症対策課

電話 072-960-3805 FAX 072-960-3809

